

《保険料段階》 4月1日を基準日として、1年間（4月から翌年3月まで）の保険料を次の区分により算定します。

区 分	対 象 者		年 間 保 険 料	
第 1 段 階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金(※1)受給者で、世帯全員が市民税非課税の方		(基準額×0.285)	21,546円
	世帯全員が市民税非課税で 前年の課税年金収入額 (※2) と その他の合計所得金額 (※3) の 合計が	82.65万円以下の方		
第 2 段 階		82.65万円超120万円以下の方	(基準額×0.45)	34,020円
第 3 段 階		120万円超の方	(基準額×0.685)	51,786円
第 4 段 階	世帯の誰かに市民税が課税 (※4) されて いるが、本人は市民税非課税で 前年の課税年金収入額 (※2) と その他の合計所得額 (※3) の合計が	82.65万円以下の方	(基準額×0.88)	66,528円
第 5 段 階		82.65万円超の方	(基準額)	75,600円
第 6 段 階	本人が市民税課税 (※4) で 前年の合計所得金額が	120万円未満の方	(基準額×1.2)	90,720円
第 7 段 階		120万円以上160万円未満の方	(基準額×1.28)	96,768円
第 8 段 階		160万円以上210万円未満の方	(基準額×1.3)	98,280円
第 9 段 階		210万円以上320万円未満の方	(基準額×1.5)	113,400円
第 10 段 階		320万円以上420万円未満の方	(基準額×1.7)	128,520円
第 11 段 階		420万円以上520万円未満の方	(基準額×1.9)	143,640円
第 12 段 階		520万円以上620万円未満の方	(基準額×2.1)	158,760円
第 13 段 階		620万円以上720万円未満の方	(基準額×2.3)	173,880円
第 14 段 階		720万円以上1,000万円未満の方	(基準額×2.4)	181,440円
第 15 段 階		1,000万円以上1,500万円未満の方	(基準額×2.9)	219,240円
第 16 段 階		1,500万円以上の方	(基準額×3.2)	241,920円

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

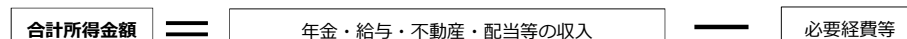
※3 その他の合計所得金額

合計所得金額から年金所得金額を除いた額をいいます。

※4 市民税課税

令和8年度の保険料は、令和7年度税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いて課税/非課税を判定します。そのため、令和8年度の市民税が非課税であっても、市民税課税として保険料が算定されることがあります。ただし、令和7年度市民税が非課税で、令和7年度税制改正を受けて令和8年度も引き続き市民税非課税となるよう、就労調整を行われた方は、申請により、令和7年度税制改正後の給与所得控除の算定方法を用いて課税/非課税を再判定することができます。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

保険料段階を決める『合計所得金額』とは



必要経費等に含まれるもの：長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額

必要経費等に含まれないもの：扶養控除・医療費控除・社会保険料控除等

●純損失や雑損失およびその他各種譲渡損失の繰越控除を受ける場合は、繰越控除適用前の金額で保険料を算定します。

●保険料段階が1段階から5段階の方は、平成30年度税制改正による影響が及ばないように、最大10万円を控除した金額を用いて、保険料を算定します。

●令和8年度の保険料算定においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除を用いた算定方法となります。